

平成 29 年 7 月 5 日

関東地方整備局 建政部

記 者 発 表 資 料

国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営業務の
民間事業者の募集について

国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の規定に基づく民間事業者の選定のため、公募（企画競争に準じた方式）を開始しましたので公表いたします。

なお、手続きに関する詳細な説明資料である募集要項等につきましては、次の関東地方整備局のホームページに掲載します。

http://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/city_park_machi00000130.html

発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ、竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

【記者発表、募集要項等について】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 課長補佐 おおの 大野 ともひろ 智弘

電話：048-600-1907

【国営常陸海浜公園について】

国営常陸海浜公園事務所 調査設計課長 なら 奈良 のりたか 憲孝

電話：029-265-9413

事業概要

1. 事業名

国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリア改修・設置・管理運営事業

2. 事業目的

国営常陸海浜公園プレジャーガーデンエリアの公園施設（飲食・物販や運動施設、園内遊覧施設、眺望施設、高度な遊戯施設）については、現在、独立行政法人都市再生機構が設置及び管理運営を行っているところであるが、機構の業務見直しに伴い、機構による本施設の管理運営は平成30年度末までとなっている。

このため、本事業は、機構に代わり民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、本施設の設置目的を踏まえ長期的な管理運営を行う。

3. 事業内容

選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下、「SPC」（Special Purpose Company）という。）を設立する。SPCは、国から都市公園法5条に基づく設置管理許可を受けた上で、PFI主契約事業と付帯収益事業を一体的に実施する。

PFI主契約事業の業務区分

- ・ 飲食・物販施設等の国有財産の改修・維持管理・運営
- ・ 園内遊覧施設の設置・維持管理
- ・ 眺望施設の設置・維持管理・運営

付帯収益事業の業務区分

- ・ 高度な遊戯施設の設置・維持管理・運営

4. 事業期間

契約締結日から平成52年3月31日まで（準備期間及び解体撤去工事期間を含む）

手続きの概要

日程	内容
平成29年7月6日～7月12日	募集要項等に関する現地見学会申込受付
平成29年7月6日～7月20日	第一次審査に関する質問受付
平成29年7月6日～8月3日	募集要項等に関する質問受付
平成29年7月18日	募集要項等に関する現地見学会
平成29年8月10日	第一次審査に関する質問回答
平成29年9月1日	募集要項等に関する質問回答
平成29年9月22日	第一次審査書類の提出期限
平成29年10月16日	第一次審査結果の通知
平成29年10月17日～12月4日（予定）	競争的対話
平成29年12月25日（予定）	事業契約書（案）、要求水準書（案）等の修正
平成30年1月23日（予定）	第二次審査書類の提出期限
平成30年4月（予定）	優先交渉権者の選定
平成30年6月（予定）	基本協定の締結
平成30年8月（予定）	事業契約の締結

※質問に対する回答は、関東地方整備局のホームページへの掲載により公表して行うこととする。公平性及び透明性を確保するため、電話での直接回答は行わない。